

小郡市人権週間記念講演会

毎年、12月4日～10日は人権週間です。小郡市でもさまざまな人権問題に対する正しい知識と認識を深めるとともに、人権意識の高揚を図ることを目的に人権講演会を開催します。

入場
無料

テーマ **社会を強くする工夫**

日時 **12月6日(日)**

講師 **姜尚中さん(東京大学名誉教授)**



1950年 熊本県に生まれる。
1979年 早稲田大学大学院
政治学研究科博士
課程修了。現在、
東京大学名誉教授。

専門分野は政治学、政治
思想史。テレビ・新聞・雑
誌などで幅広く活躍中。

受付 午後0時30分～
開会 午後1時30分～

人権講演会に先立ち、市内の小中学校の
児童・生徒による人権作文の朗読が行われ
ます。小郡っ子の思いをぜひお聴きくださ
い。

講演会 午後2時～

会場 **文化会館大ホール**

※手話通訳・要約筆記あり

●問合せ先 人権・同和対策課 ☎72-2111内線432

特設人権相談

「人権相談」をご存じですか？人権問題について
悩みや疑問をお持ちの方の相談に、人権擁護委員
が応じています。相談は無料で秘密は堅く守られ
ます。一人で悩まずお気軽にご相談ください。
原則毎月第3金曜日の午前10時～午後3時に行っ
ていますが、12月は下記の日程で行います。

●日時 12月4日(金)／午前10時～午後3時

●会場 人権教育啓発センター

※人権教育啓発センター職員による人権相談も随
時行っています

●問合せ先 人権教育啓発センター ☎80-1080

平成27年度人権講演会

「拉致問題を考えるみんなの集い」

●日時 12月11日(金)／午後2時～4時

●会場 アクロス福岡イベントホール
(福岡市中央区天神1丁目1-1)

●入場料 無料(定員800人、先着順)

●内容 荒木和博さん(特定失踪者問題調査会代
表)による講演「拉致問題と人権」

※手話通訳、要約筆記あり

●主催 福岡法務局・福岡県・福岡市・福岡県人
権擁護委員連合会

●問合せ先 県保護・援護課 ☎092-643-3301

第67回人権週間

～県内一斉無料電話相談～

法務省と全国人権擁護委員連合会は、毎年12
月4日から「人権デー」である12月10日までの一
週間を「人権週間」と定め、世界人権宣言の意義
を訴えるとともに人権尊重思想の普及高揚に努
めています。

福岡法務局と福岡県人権擁護委員連合会では、
人権週間における活動の一つとして、県内一斉
無料電話相談を実施します。

家庭内のもめごとや隣近所とのトラブル、い
じめや差別など、悩みや困りごとがありました
ら、一人で悩まずお電話ください。法務局職員
と人権擁護委員が無料で相談に応じます。秘密
は厳守します。お気軽にご相談ください。

●日時 12月5日(土)／午前9時～午後5時

●電話番号

フリーダイヤル ☎0120-889-405
(携帯電話からも利用できます)

●問合せ先

福岡法務局人権擁護部
☎092-832-4311



12月3～9日は障害者週間です

障害者差別解消法が平成28年4月から施行されます

平成25年6月、障がいを持つ理由とする差別の解消を推進するために、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が制定されました。平成28年4月1日から、この法律が施行されます。(一部の附則を除く)

全ての国民が、障がいの有無によって別け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら生きていくために、社会全体でできることから始めていきましょう。

◆問合せ先

福祉課障がい者福祉係

☎ 72・2111

内線 442

障害者差別解消法では、主

に次の2つのことについて、行政機関や民間事業者(会社、個人のお店など)が守るべきことが定められています。

◆不当な差別的取扱いの禁止

行政機関や民間事業者は、

障がいがある人に対し、障がいを理由としてサービスの提供を拒否するなど、不当に差別的な取扱いをすることを禁止されます。

例えば、障がいがあることのみを理由に、お店などに入るのを断ったり、アパートの契約を断ることなどは、不当な差別的取扱いとなります。

◆合理的配慮の提供

障がいがある人が、相手が負担になり過ぎない程度の配慮を求めているのに対して、それに応じない(合理的配慮をしない)ことも、差別にあたります。

例えば、目や耳が不自由な人が筆談や読み上げを求めているのに対し、容易に対応が可能であるにもかかわらず、その対応を行わないこと、また、乗り物などに乗る際に介助を求めたのに介助しないことなどです。どこまでが負担になり過ぎない合理的な配慮になるのかについては、さまざまな意見や考え方がありま

す。障がいがある人もない人も気持ちよく社会で生きていくことができるように、一緒に考えていくことが大切です。



合理的配慮の提供は、国・地方公共団体については法的義務ですが、民間事業者については努力義務とされています。

また、事業者が事業主としての立場で、障がいがある労働者に対して行う差別の解消については、別の法律である「障害者雇用促進法」で定められています。これについては、不当な差別的取扱いの禁止だけでなく、合理的配慮の提供も法的義務とされています。

	不当な差別的取扱い		障がい者への合理的配慮	
国の行政機関・ 地方公共団体など	禁止	不当な差別的取扱いが 禁止されます	法的義務	障がい者に対し、合理的 配慮を行わなければなり ません
民間事業者 ※個人事業者、NPOなど の非営利事業者を含む	禁止	不当な差別的取扱いが 禁止されます	努力義務	障がい者に対し、合理的 配慮を行うよう努めなけ ればなりません